

福井県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、令和元年度包括外部監査の結果に基づく改善措置を、次のとおり公表する。

令和3年2月9日

福井県監査委員	力 野 豊
同	長 田 光 広
同	江 川 権 一
同	伊 藤 和 弘

令和元年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ： 地場産業及び伝統工芸産業を中心とした振興事業に関する財務事務の執行について

【統括的事項】

1. 全体的事項

指摘事項および意見の概要					改善措置
No.	項目	区分	頁	内容	
1	公表される政策合意における目標に達成しなかった施策の目標と実績が乖離した原因・理由について	意見	146	目標と実績が乖離した原因・理由を記載していないものが3件あった。実績が目標を上回った場合も目標を達成できなかった場合も、分析が未実施あるいは不十分である、目標の設定がアバウトであるといった疑いがもたれないよう、原因・理由を記載すべきである。	今後は、目標を上回った場合にも、原因・理由の分析を徹底する。
2	成果報告書における事業評価の記載内容について	意見	157	「事業評価」欄には、成果指標の目標と実績の乖離について活動指標と関連させて分析・評価した結果とその結果を踏まえての今後の方向性について記載することにより、しっかりと評価していることを示すべきである。そのためには、「目標と実績の乖離の理由」や「今後の方向性」などの項目を設定したほうがよい。同じことが事務事業カルテにも言える。	今後は、事業評価欄に成果指標の目標と実績の乖離について活動指標と関連させて分析・評価した結果と、その結果を踏まえた今後の方向性について記載することとする。
3	成果報告書の様式について	意見	158	成果報告書において、活動指標欄や成果指標欄がなくなっているものがあった。議会へ報告する成果報告書に関して、県庁内部で定めた様式の項目の一部を削除してはならない。報告したくない事実がありそれを隠す意図があると疑われ、信頼性が失われるおそれがある。指標を設定できない場合は、指標欄を消去するのではなく、設定できない理由を記載する必要がある。	今後は、活動指標や成果指標を設定できない場合には、指標欄を削除せず、設定できない理由を明記することとする。
4	随意契約理由の記載について	意見	159	地方自治法施行令第167条の2第1項の第1号と第2号の両方に当てはまる場合は、第1号に統一することを全職員に通知すべきである（そうすれば、随意契約理由を文章で記載する必要がなくなる）。	今後は、職員研修などの機会を活用して、全庁的に周知を図っていく。

3. 勘定科目別事項

指摘事項および意見の概要					改善措置
No.	項目	区分	頁	内容	
5	利用がない又は少ない制度に関する事業又は融資制度の見直しについて (制度融資)	意見	177	利用がない又は少ない制度においては、関連する事業の評価を適切に行い、事業の有効性又は融資制度の必要性を見直す必要がある。関連事業の成果指標が目標を達成していない場合や達成しているにもかかわらず融資が発生しない場合は、事業の成果と融資との関連性を見直し、関連事業の見直し又は融資制度の見直しが必要になってくる。	融資制度の見直しを行い、利用がないまたは少ない融資制度を廃止することとした。今後も引き続き、関連する事業の評価を適切に行い、事業の有効性または融資制度の必要性に基づき見直しを行う。

指摘事項および意見の概要					改善措置
No.	項目	区分	頁	内容	
1	電子入札結果の公表について (ふくい街角景気速報調査事業)	指摘	183	「福井県物品等電子入札運用基準」では原則として入札結果を公表することになっているが、事務手続きを失念していた。このような公表漏れを防ぐために、電子入札の公表内容をシステム上からプリントアウトした紙面に公表日を記入し、落札後に作成する稟議資料に添付するべきである。	今後は入札結果の公表失念を防ぐため、公表は開札後速やかに行うこととした。また、電子入札の公表内容をプリントアウトし、契約締結時に添付することとした。
6	成果指標の設定について (ふくいの食品戦略的販路拡大支援事業)	意見	185	成果指標の実績値が「(現在進行中の)当該事業の支援先の実績なのか」「前事業の支援先の実績なのか」が曖昧となっている。また、成果指標の目標値が当該年度の支援先企業数を前提に策定されている。当該事業と前事業が密接不可分であり前事業の支援先の成果実績を当該事業が引き継ぐ場合には、その旨を予算要求シートの「目標・指標の考え方・積算根拠」に丁寧に記載すべきである。	成果指標・活動指標の目標値について、当該事業の支援先の実績であることがわかるように、予算要求シート(活動指標)の「目標・指導の考え方・積算根拠」に当該事業であるよう記載した。
7	成果指標の設定について (地域商業活性化支援事業)	意見	187	1つの事業の中に小事業(ユニット)が3つ含まれているのであれば、活動指標および成果指標も3系統設定すべきである。そうでないと事業評価したことにはならない。成果指標設定の際には、アウトカム指標となりうるかという視点のみならず測定可能性も重要であり、指標設定の際には慎重に吟味する必要がある。目標に大幅未達となったにもかかわらず事業評価が「継続」となった場合には、予算要求シート上その理由を明らかにすべきである。	同様の事業において、活動指標および成果指標の目標として適切に設定できるように見直しを図っていく。 (本事業は平成30年度で終了)
8	消費税について (おもてなし商業エリア創出事業(ソフト))	意見	189	補助金を過大交付するリスクを回避するためには、税込金額で補助した場合には(間接補助先の事業者が)仕入税額控除を受けたかどうかにかかわらず、補助先の市町から県に報告する体制が必要である。また、間接補助先の事業者は市町に対して仕入れ税額控除の有無を報告する必要があり、そのような運用を県は市町に要請しなければならない。	今後、新規事業として同様な補助事業を実施する際には、適切な報告を市町に求める。 (本事業は平成30年度で終了)
9	成果指標の設定について (“ふくいのとっておき”フードフェア開催事業)	意見	191	この事業における成果指標である「期間中入場者数」は、活動指標である「出展者数」と関連性が弱く、事業目的も考慮すると、適切とはいえない。成果指標は、事業目的及び活動指標との関連性の強さを考慮して設定しなければならない。	本事業については、マンネリ化から入場者数の低迷が課題であり、新規の出展を増やすことにより入場者数増を目指し、こうした指標を設定したものであり、適切と考えるが、成果指標については、事業目的や活動指標との関連性を考慮して設定していく。

指摘事項および意見の概要					改善措置
No.	項目	区分	頁	内容	
10	事業結果の分析について （“ふくいのとっておき” フードフェア開催事業）	意見	191	計画あるいは見込みどおりの結果をもたらさなかった事業については、担当者あるいは課全体で事業の目標と実績からその差異の原因を分析したうえで、今後の事業を計画するにあたっての改善点や注意点を記載し課全員や部長の承認印を押したものを、今後の事業のノウハウ・参考となる資料として保存するのが望ましい。	今後、計画あるいは見込みどおりの結果をもたらさなかった事業については、原因を分析したうえで、事業方法を変えるなど事業効果が高まる方法を課全体で検討し、参考資料として保存することとする。
11	あたり券使用率の見積りの甘さから生じた対費用効果について （福井国体消費拡大キャンペーン事業）	意見	193	見積りと結果が大きく乖離した理由として、あたり券の配布率が低いことやあたり券の金額的魅力が乏しいこと、福井県産品の魅力が乏しいなどが考えられるが、その他の理由かもしれない。今回と同様な方法で行うかもしれない今後の事業に活かすため、県はアンケート調査などにより見積りと結果が大きく乖離した原因を詳しく分析する必要がある。	今後、同様な事業を実施する際は、見積りとして適切な数値を設定できるよう見直しを図っていく。また、アンケートなどを実施し、その結果等を参考に、見直しを図っていく。 （本事業は平成30年度で終了）
12	審査員の独立性について （おもてなし産業魅力向上支援事業）	意見	196	助成事業計画の審査において、利害関係者に該当する場合は明示したうえで、助成金申請者の一覧表を添付した独立性に関する宣誓書を審査委員から入手すべきであり、宣誓書に特定の申請者と利害関係があるとの記載があれば、その申請者の採点からその審査委員を外す必要がある。	審査委員会設置要綱を改正し、申請者と利害関係を有する場合においては、その審議に加わることができないこととし、審査委員に承諾する際に提出する就任承諾書にその旨を記載することとした。
17	随意契約理由について （福井県ビジネス支援センター業務運営委託）	意見	201	本件の随意契約の場合のように、「ある規定」が複数の「他の規定」を受けて定めている場合は、「他の規定」のどの規定を受けての「ある規定」の適用なのかを明確に記載しなければならない。	随意契約の場合には、執行伺に「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める」第〇条第〇項第〇号まで記載することとした。
2	特定調達契約に関する公示について （福井県ビジネス支援センター業務運営委託）	指摘	201	「特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則」第13条に定める随意契約の相手方決定の公示を行っていなかった。この原因としては、手続きを失念するという単純なミスと特定調達契約についての理解不足という2つが考えられる。 このような2つの原因による手続きの漏れを回避する方法として、担当者と上席者の両方からチェックするシステム、たとえば経験が浅い担当者でも特定調達契約に該当するか否かを判断できるチェックリスト又はフローチャート等の書類を作成し、その書類への上席者の確認印へ押印するというようなシステムにすることが望ましい。	次回の特定調達契約締結時に、随意契約の相手方決定の公示失念を防ぐため、特定調達契約に該当するか否かを判断できるチェックリストまたはフローチャート等の書類を作成する。

指摘事項および意見の概要					改善措置
No.	項目	区分	頁	内容	
13	成果指標の設定について (ふくい老舗企業チャレンジ応援事業)	意見	197	「支援先の売上増加額」等のアウトカム指標を成果指標として設定すべきである。	後継事業において、成果指標を「支援企業の事業承継数」として設定した。
14	審査員の独立性について (ふくい老舗企業チャレンジ応援事業)	意見	197	助成事業計画の審査において、利害関係者に該当する場合は明示したうえで、助成金申請者の一覧表を添付した独立性に関する宣誓書を審査委員から入手すべきであり、宣誓書に特定の申請者と利害関係があるとの記載があれば、その申請者の採点からその審査委員を外す必要がある。	後継事業において、審査委員会設置要綱を改正し、申請者と利害関係を有する委員は審議に加わることができないこととし、就任承諾書内においても利害関係を有しないことを確認している。
15	審査員の独立性について (ふるさと企業経営承継円滑化事業)	意見	198	助成事業計画の審査において、利害関係者に該当する場合は明示したうえで、助成金申請者の一覧表を添付した独立性に関する宣誓書を審査委員から入手すべきであり、宣誓書に特定の申請者と利害関係があるとの記載があれば、その申請者の採点からその審査委員を外す必要がある。	審査委員会設置要綱を改正し、申請者と利害関係を有する委員は審議に加わることができないこととし、就任承諾書内においても利害関係を有しないことを確認している。
16	活動実績の指標の設定について (支援センター見える強化事業)	意見	199	産業支援センターの認知度向上を測る活動実績の指標を設定する必要がある。利用者と呼び込むきっかけ作りの一環として、産業労働部の掌握する事業のうち産業支援センターの関与外の事業の対象者に対してセンターの認知度や利用度のアンケートを実施してみてもどうか。	事業の在り方の見直しも含め、成果指標の設定について検討していく。
18	事業区分について (Eビジネス・キャリアアップ支援事業)	意見	208	事業目的が複数あるのなら、事業目的と事業内容の対応を明確にするため、事業自体を分けて、一つの事業目的に対し1つの事業とすべきである。	今後、同様の事業を実施する際は、事業目的の数に応じて、事業を設計するよう検討していく。 (本事業は平成30年度で終了)
19	活動指標と成果指標の関係について (Eビジネス・キャリアアップ支援事業)	意見	208	活動の結果、成果が表れるという関係になると考えられるため、活動の結果、成果が達成される指標を設定すべきである。なお、事業目的が2つあるということが、指標の齟齬を生んでいるものと考えられるので、事業目的から指標の設定まで連動して検討していくべきと考える。	今後、同様の事業を実施する際は、事業活動の結果、成果が達成される指標の設定を検討していく。 (本事業は平成30年度で終了)
20	補助金募集要項の記載内容について (IoT・AI等導入促進事業)	意見	209	IOT・AI等導入促進事業補助金の募集要領では対象がAIに限定しているかのような書き方となっており、BIの活用では要件を満たしていないと誤解を与える可能性がある。事業の有効性を損なうようなことにならないよう、募集要項の記載をBIも含めていることを分かりやすく示すようにすべきと考える。	募集要領において、事業者には誤解を与えないよう記載方法を見直す。

指摘事項および意見の概要					改善措置
No.	項目	区分	頁	内容	
21	活動指標の設定について (学生ベンチャー・チャレンジ応援事業)	意見	210	起業した学生に当事業がどの程度知られているかを知るためには、「学生」の参加数を把握する必要がある。活動指標を学生「等」とするのではなく、明確に学生をターゲットとし、事業目的に合った形で設定すべきである。事業目的に沿った指標を設定できれば、効果測定することで、その目標に集中でき、効率的な事業運営が図れるものと考え	本事業は「大学等の学生または卒業後1年以内の創業希望者」をターゲットとしていることから、これらを支援対象としたセミナーの開催回数を活動指標とするよう見直した。

指摘事項および意見の概要					改善措置
No.	項目	区分	頁	内容	
22	検査調書の書式について (将来のふくいを牽引する 技術開発支援事業)	意見	213	検査調書において「該当なし」の検査事項がある場合、その記載方法を統一すべきである。例えば、確認欄の記載選択肢に、現状の「OK」「指導改善」「返還」に加えて「該当なし」という項目を追加することが考えられる。	「該当なし」の事項については、取り消し線により該当なき旨を明示するものとする。
23	1者入札について (炭素繊維の自動車分野への 展開支援事業)	意見	215	落札率が100%となった原因を分析し、今後の同様の入札に備えて「参考見積書の徴求方法および予定価格の設定方法」について工夫が必要である。今回の件でいえば参考見積書徴求先を固定化することなく追加徴求していれば、落札率100%は回避できた可能性がある。	今後、類似の事業については、参考見積書徴収にあたって複数の業者からの徴収を徹底する。
24	成果指標の設定について (繊維産業新規市場開拓支援 事業)	意見	218	成果指標として「産地の売上拡大」や福井県の繊維業界が委託加工(賃加工)体制からどの程度脱却できているかを示すデータを設定すべきである。	「産地の売上拡大」を示すデータを成果指標として設定することとする。
25	長期にわたり執行率が低調な 補助金 (繊維産業基盤強化事業)	意見	219	長期にわたる補助金であり執行率が低調なものに関しては、原因分析をした上で、場合によっては補助率(補助額)を見直す必要がある。	今後、執行率が低調な補助金については、原因を分析し、補助率等の見直しを検討する。
26	中・長期的な視点での指標及び 目標の設定について (越前焼技能者養成支援事業)	意見	225	人材育成のような事業は単年度での効果が期待しにくく、必然的に長期にわたる事業の実施が必要になる。この場合、事業主体は中・長期的な目標と適切な指標を持ち、事業の効果を測定する必要がある。指標の設定が難しい場合でも、こうした長期的な視点を持ち続けることが必要と考える。	今後、単年度での効果が期待しにくく、長期にわたる事業については、長期的な視点で目標設定していく。
27	補助金検査調書の記載について (越前ものづくりの里プロジェクト)	意見	229	補助事業実績報告書の審査の際、審査の網羅性と効率性の観点から、検査調書のチェックシート記載方法のルール化とルールの徹底が必要と考える。	「該当なし」の事項については、取り消し線により該当なき旨を明示するものとする。
28	指標の設定について (国際北陸工芸サミット開催 事業)	意見	230	効果的な事業測定の観点から、事業内容ごとに活動指標、成果指標を設定すべきである。	今後類似の事業について、1事業に複数の事業内容が含まれている場合には、それぞれに適切な指標を設定することとする。
29	指標の設定について (住宅への伝産品利用促進 事業)	意見	231	効果的な事業測定の観点から、事業内容ごとに活動指標、成果指標を設定すべきである。	今後類似の事業について、1事業に複数の事業内容が含まれている場合には、それぞれに適切な指標を設定することとする。
30	潜在的需要の把握について (産業デザインプロデュース 事業)	意見	233	潜在的需要を把握することにより、予算の設定の妥当性を確認する等の工夫を期待したい。	今後類似の事業については、潜在的需要を把握することを検討する。

指摘事項および意見の概要					改善措置
No.	項目	区分	頁	内容	
31	随意契約の見積り徴収業者の選定方法について (越前古窯博物館管理・運営事業)	意見	235	随意契約に際して見積徴収業者を選定するにあたり、福井県競争入札参加資格者名簿の中で前年度の県との取引実績が多い業者から選んでいるが、公平性の観点から幅広く事業者に参加機会を与えるという視点を持つことが必要と考える。	今後類似の事業については、県との取引実績だけでなく、幅広く事業者に参加機会を与えるように見積徴収業者を選定することとする。
3	電子入札結果の公表について (公設試験研究機関科学技術情報ネットワーク運営事業)	指摘	237	「福井県物品等電子入札運用基準」では原則として入札結果を公表することになっているが、事務手続きを失念していた。このような公表漏れを防ぐために、電子入札の公表内容をシステム上からプリントアウトした紙面に公表日を記入し、落札後に作成する稟議資料に添付するべきである。	今後は入札結果の公表漏れを防ぐため、開札後速やかに公表することとする。また、公表内容をプリントアウトした紙面に公表日を記入し、該当案件の資料に添付して保存することとする。
32	指名競争入札における入札参加者について (評価試験事業)	意見	238	上記のような事態が生ずると、業務遂行能力がない業者を福井県財務規則の規定をクリアするための数合わせに利用しているのではないかと疑念が生ずる。担当者に質問したところ、前々年度までは応札実績があったということである。規定逃れという合规性を疑われるリスクを回避する観点から、また、指名競争の趣旨である経済性の観点から、辞退が常態化している業者は入札に参加させないと同時に他の業者を指名すべきである。	今後類似の事業については、辞退が常態化している業者は指名しないこととする。
33	成果指標の設定について (2020東京オリンピック市場への販路開拓事業)	意見	241	事業を構成するユニット事業間において「努力」と「成果」の関係が成立する場合には、「成果」に関連する事業のアウトカム指標を成果指標として設定すべきである。	今後類似の事業について、1事業に複数の事業内容が含まれており、それぞれが「努力」と「成果」の関係にある場合には、「成果」に関連する事業のアウトカム指標を成果指標に設定することとする。
4	特定調達契約に関する公示について (福井県工業技術センター防災設備更新業務)	指摘	242	「特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則」第13条に定める落札者等の公示を行っていなかった。この原因としては、手続きを失念するという単純なミスと特定調達契約についての理解不足という2つが考えられる。このような2つの原因による手続きの漏れを回避する方法として、担当者の上席者の両方からチェックするシステム、たとえば経験が浅い担当者でも特定調達契約に該当するか否かを判断できるチェックリスト又はフローチャート等の書類を作成し、その書類への上席者の確認印へ押印するというようなシステムにすることが望ましい。	今後は特定調達契約に関する公示の失念を防ぐため、チェックリストを作成し、落札者決定後には速やかに公示手続きを行うこととする。